

訪問看護ステーション設備整備支援事業に係る補助金交付申請についての留意事項

栃木県保健福祉部医療政策課 在宅医療・介護連携担当

1 はじめに

令和6（2024）年度の標記事業は、（1）新たに訪問看護ステーションを開設する場合、（2）新たに訪問看護ステーションのサテライトを開設する場合、（3）新たに機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出を行う場合のそれぞれについて、補助金を交付しますので、交付申請の際には以下の内容にご留意ください。

2 補助対象者について

対象者	要件
（1）新たに訪問看護ステーションを開設する場合の補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者は、次の①から③の要件すべてに該当する者です。 ① 新規開設する訪問看護ステーションは、介護保険法第41条第1項の指定を受けるものであること。<u>同法第71条による保健医療機関のみなし指定を受けるものは除く。</u> ② 新規開設する訪問看護ステーションの看護職員（保健師、看護師、准看護師）の常勤換算数が開設時に3.5人以上であること。ただし、申請者が病院開設者の場合は、当該要件②を満たす必要はありません。 ③ 訪問看護ステーションを次の（ア）又は（イ）の市町に新規開設すること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）令和6（2024）年4月1日時点で、訪問看護ステーションが未設置の市町【休止中のステーションは未設置として扱う】 （日光市（旧今市市を除く）、茂木町、芳賀町） ※補助率4分の3 （イ）令和5（2023）年4月1日時点で、人口10万人あたりの訪問看護ステーションにおける看護職員の常勤換算数が30人未満の市町（日光市（旧今市市）、上三川町、益子町） ※補助率2分の1
（2）新たに訪問看護ステーションのサテライトを新規開設する場合の補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者は、次の①から③の要件すべてに該当する者です。 ① サテライトを新規開設する訪問看護ステーションは、介護保険法第41条第1項の指定を受けるものであること。<u>同法第71条による保健医療機関のみなし指定を受けるものは除く。</u> ② サテライトを新規開設する訪問看護ステーションの看護職員（保健師、看護師、准看護師）の常勤換算数がサテライト開設時に3.5人以上であること。ただし、申請者が病院開設者の場合は、当該要件②を満たす必要はありません。 ③ サテライトを次の（ア）又は（イ）の市町に新規開設すること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）令和6（2024）年4月1日時点で、訪問看護ステーションが未設置の市町【休止中のステーションは未設置として扱う】 （日光市（旧今市市を除く）、茂木町、芳賀町） ※補助率4分の3 （イ）令和5（2023）年4月1日時点で、人口10万人あたりの訪問看護ステーションにおける看護職員の常勤換算数が30人未満の市町（日光市（旧今市市）、上三川町、益子町） ※補助率2分の1
（3）新たに機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出を行う場合の補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者は、新たに機能強化型訪問看護管理療養費1又は2に係る届出を行うにあたり、看護職員（保健師、看護師及び准看護師）を増員する者です。 ・ ただし、次のアからオに該当する場合は、補助の対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ア 年度内に、同一の機能強化型訪問看護管理療養費に係る再届出を行う場合 イ 年度内に、機能強化型訪問看護管理療養費1を取り下げた後、機能強化型訪問看護管理療養費2に係る届出を行う場合 ウ 制度改正等により、機能強化型訪問看護管理療養費に係る再届出が必要な場合 エ 機能強化型訪問看護管理療養費3の取得に係る届出をした場合 オ その他、本事業の趣旨及び目的に合致しないと判断される場合

3 交付申請の方法について

交付を希望される方は、予め実施要綱及び交付要領等の内容を十分にご確認ください。その後、申請方法の詳細についてご案内しますので、医療政策課在宅医療・介護連携担当までお電話いただき、交付申請書に関係書類を添付して、同担当までご提出願います。

なお、訪問看護ステーション又はそのサテライトを新規開設する場合は、本補助金が開設補助を目的にしているため、補助金の申請は、訪問看護ステーション又はそのサテライトの開設前に、かつ、補助対象となる備品等の購入前に行うものとします。

また、新たに機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出を行う場合は、本補助金が当該届出のために看護職員を増員する場合に、当該職員に必要な備品等の購入費を補助することを目的としているため、当該年度内、かつ、機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出前に増員した看護職員数を基準とし、補助対象となる備品等の購入前、かつ、機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出前に申請を行うものとします。

3 交付申請の期限等

補助金の交付申請は、令和7（2025）年2月7日（金）までに行ってください。但し、これ以前においても、補助金交付決定額の合計額が、令和6（2024）年度の予算額に達した時点で申請の受付は終了します。

申請受理の後、申請順に随時審査を行い、交付の可否を決定します。

4 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりですが、申請前に、購入する備品等について医療政策課在宅医療・介護連携担当までご確認ください。

(1) 備品購入費（設置に要する工事費等を含む。）

○対象品目の例

事務机・イス、書類棚、ロッカー、応接用テーブル・イス、パソコン、電話、ファックス、コピー機、タブレット端末、訪問用自動車等

○対象外経費

- ・1品目あたりの購入単価が10万円（消費税除く）未満のもの
- ・消費税
- ・自動車の購入に要する経費のうちの登録諸費用（公租公課、保険料等）
- ・賃貸（レンタル・リース）に要する経費

(2) 開設地域への広告経費

○対象品目例

案内状、パンフレット等の印刷代、新聞広告の掲載料、訪問用自動車への広告印刷等

○対象外経費

- ・消費税

(3) その他、知事が補助対象として適当と認めた経費

5 取得財産の処分の制限

この補助金の交付を受けて取得した備品等は、別紙「訪問看護ステーション設備整備費補助金による財産処分制限期間について」に種類・細目ごとに記載された年数を経過するまでは、知事の承認なく補助金の目的以外の使用や、譲渡・廃棄などをすることが出来ません。

また、処分制限期間内に事業所を休廃止した場合や、機能強化型訪問看護管理療養費の届出を取り下げた場合には、補助金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。